

戸籍に氏名のフリガナを 記載する制度が始まります



問 市民課 戸籍係 ☎72-2101 (内線260)

令和7年5月26日から、戸籍法の一部改正により戸籍に氏名のフリガナが記載されることになりました。本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定の**氏名のフリガナが郵送で通知**されますので、フリガナが正しいかご確認ください。

○ 通知された氏名のフリガナが**正しい**場合
届出は不要です。
令和8年5月26日以降通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。
早期に戸籍や住民票への氏名のフリガナの記載を希望される方は届出が必要となります。

✕ 通知された氏名のフリガナに**誤り**がある、
ご自身の**認識と異なる**場合
令和8年5月25日までに氏名のフリガナの届出をお願いします。
※小文字や濁点などに特にご注意ください。

届出方法

届出については以下の方法があります。

- マイナポータルを利用したオンライン届出
- 市区町村窓口での届出
- 市区町村への郵送による届出

詐欺にご注意ください！

フリガナの届出にあたって法務省
や市区町村に金銭を支払うよう要
求することはありません



届出できる人

● 氏のフリガナ 原則として戸籍の筆頭者

筆頭者が除籍されている場合はその配偶者、配偶者も除籍されている場合は、子が届出人となります。

● 名のフリガナ 戸籍に記載されている各人

未成年者については、親権者が届出をすることとなります。

ただし15歳に達した子については、本人による届出も可能です。

茅野市では、8月下旬に通知を発送する予定です。届出についての詳細はそちらの通知をご確認ください。

出生届の子のフリガナについて

令和7年5月26日から出生届に記入した名のフリガナが戸籍に記載されます。

戸籍に記載されるのは一般の読み方として認められているフリガナです。

- 漢和辞典などに掲載されている読み方。
- 漢和辞典などに記載されていない読み方であっても文字の音訓または字義との関連性のある読み方。

名のフリガナを審査する際 …

一般の読み方であることについて説明（名付の由来等）や資料の提出を求めることがあります。
参照した雑誌、書籍、その他の一般に頒布されている刊行物などがあれば持参してください。

【制度に関するお問合せ】

法務省フリガナ専用コールセンター ☎0570-05-0310

令和7年5月26日～令和8年5月26日（土日・祝日・

年末年始を除く）8時30分～17時15分



その他詳細については、
法務省ホームページを
ご確認ください！